

11. 工事現場における標示 施設等の設置基準

目 次

工事現場における標示施設等の設置基準……………	11- 1
道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について…………	11- 8

工事現場における標示施設等の設置基準

〔 令和3年6月9日 〕
〔 技企第1092号県土整備部長通知 〕

工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、工事に対する理解の促進と円滑な道路交通を確保するため、工事（占用工事に係るものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

（工事の標示）

1 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と明示すること。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

2 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

（参考(1)を参照）

（迂回路の標示）

3 工事のために迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色 彩)

- 4 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の巾10cm）を用いるものとする。

(管 理)

- 5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

附 則

- 1 この基準は令和3年7月1日より適用する。
- 2 「令和元年6月24日 技企第1095号 工事現場における標示施設等の設置基準について（県土整備部長通知）」は廃止する。

参考：工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、〇〇を補修（更新）しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化（自動化・遠隔化）を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策（排水ボーリング工）	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

- ・主な工種等の記載に加え以下を記載する。(対策又はプロジェクト名等)

対策工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	〇〇水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資する工事 (総力戦で挑む防災・ 減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靱化 のための5か年加速化対 策」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事 <small>きょうじんか</small> （5か年加速化対策）

※工事の目的を出来るだけ簡潔に伝えるよう工夫願います。

※なお、各土木事務所で既に運用している記載例がある場合はその限りではありません。

※記載例は、令和3年5月27日付け国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」の例を記載しています。

記載内容の協議が必要な場合は、各事業課まで問い合わせ願います。

別表

様式 1

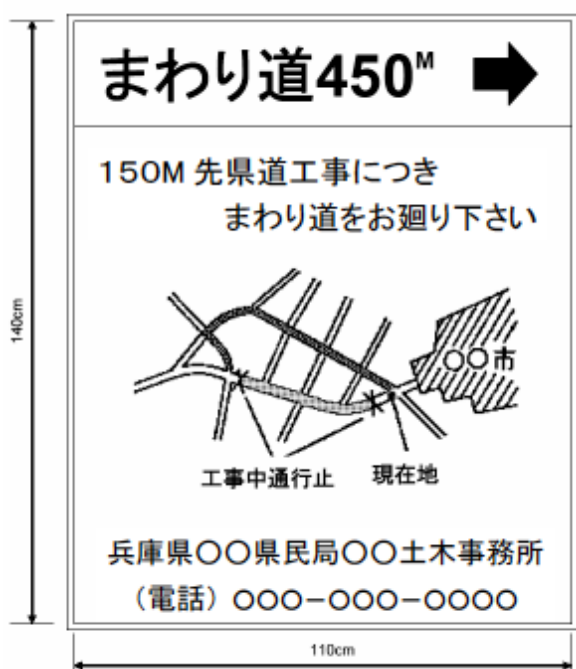


(注)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、左図の〇〇〇〇〇工事に変えて、「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と明示すること。

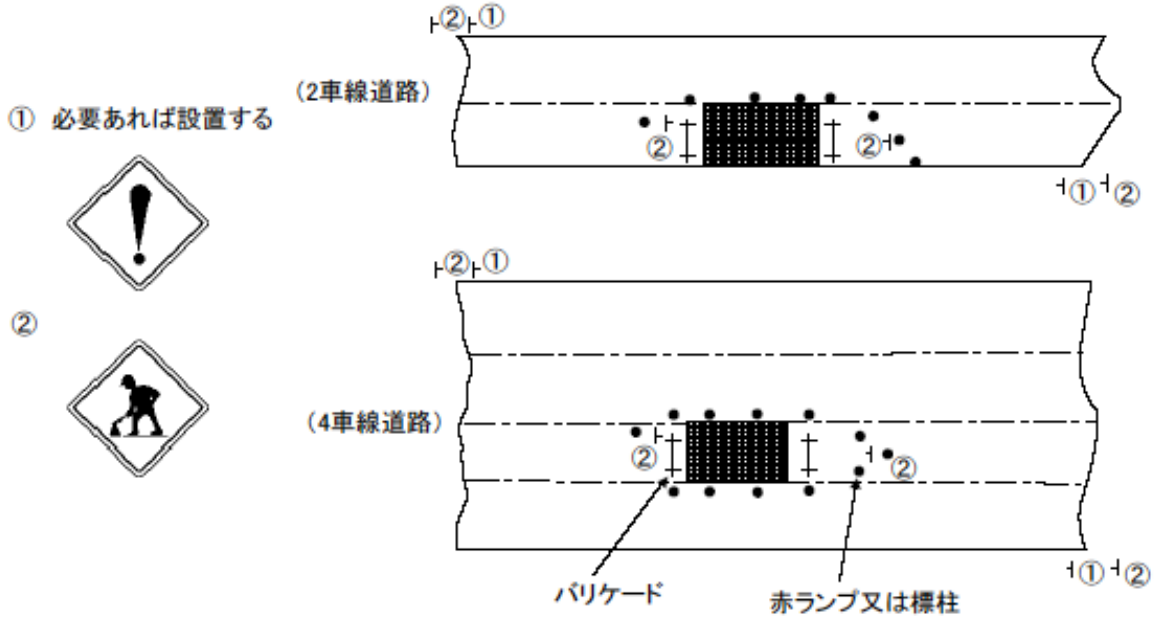
様式 2



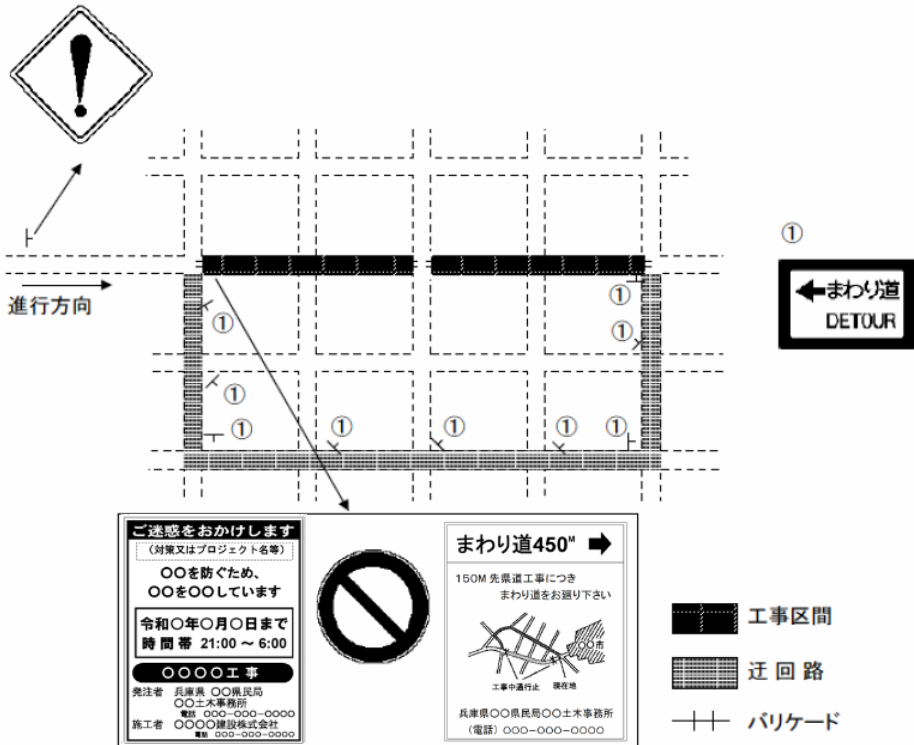
(注)

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cmとする。

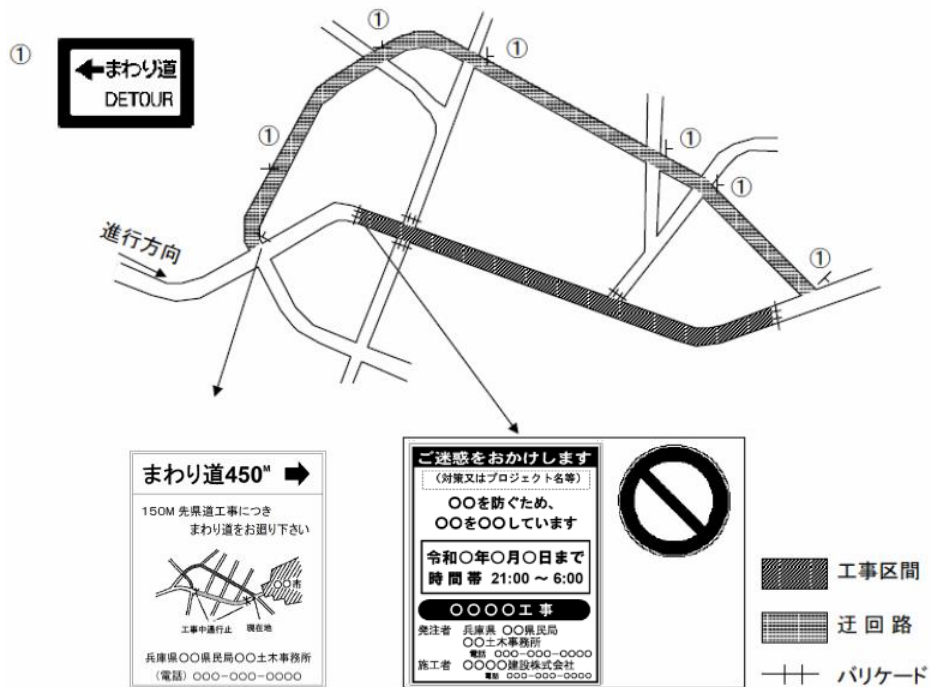
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



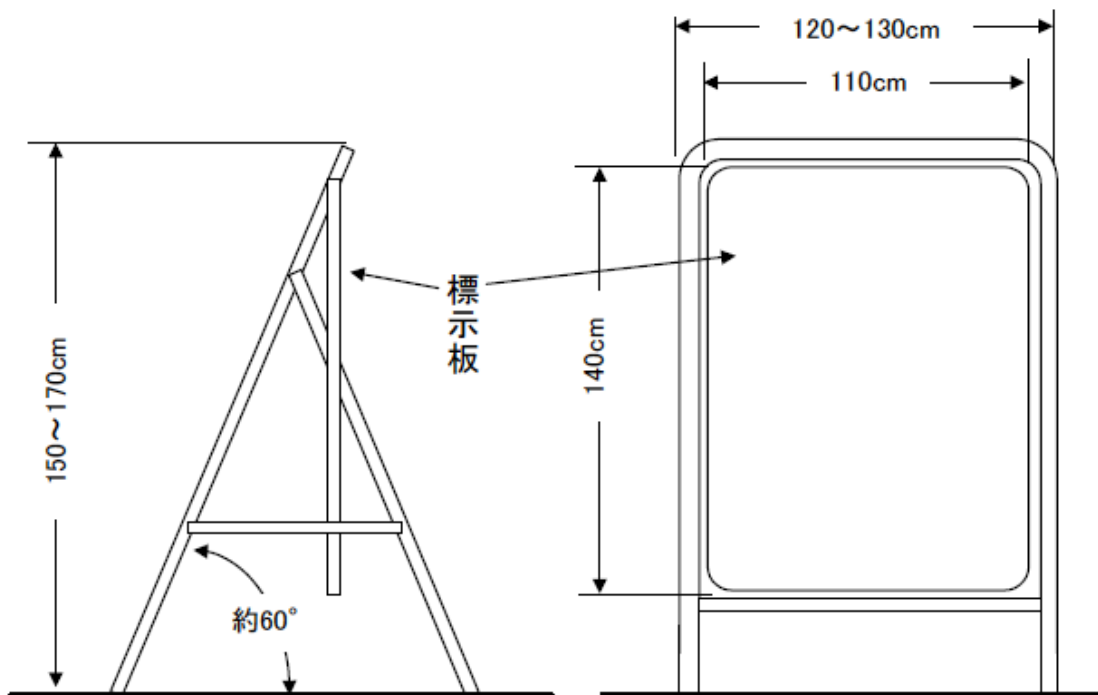
参考(2) 工事中迂回路の標示例（市街地の場合）
（進行方向に対する設置例を示す）



参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
(進行方向に対する設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進するために、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供する工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定める。

記

1 工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

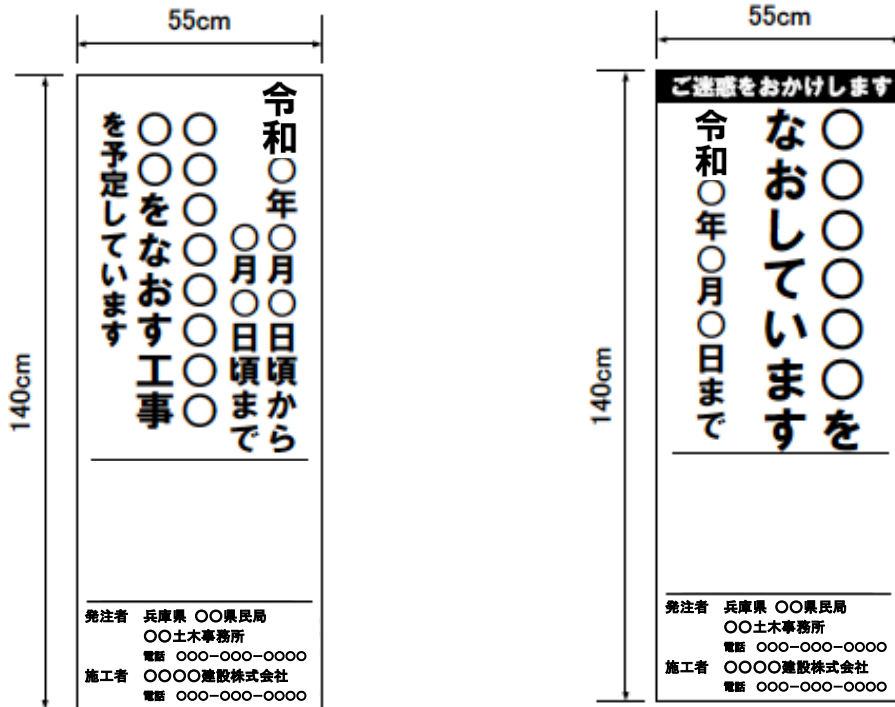
3 占用工事に係る取扱いについて

「道路工事」の中には、占用工事が含まれているものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

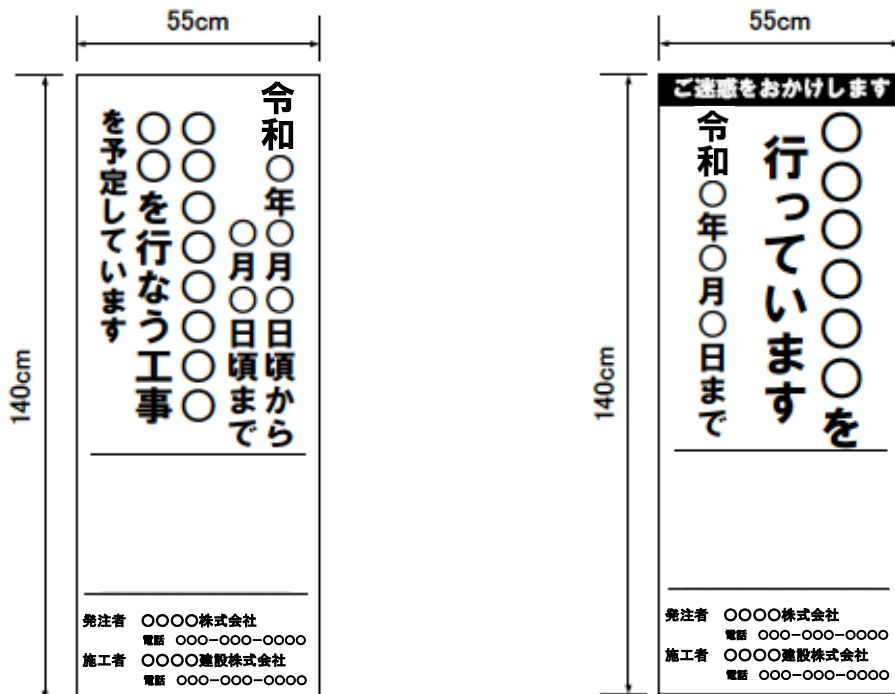
なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(様式1) 工事情報看板 (道路補修工事) (様式2) 工事説明看板 (道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板 (占用企業工事) (様式4) 工事説明看板 (占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字

- 及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所

